

令和元年度栃木県議会 第358回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和元年度栃木県一般会計補正予算（第2号）	1
第2号議案	令和元年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9
第3号議案	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	11
第4号議案	栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例の制定について	13
第5号議案	会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	15
第6号議案	とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の制定について	17
第7号議案	職員の分限に関する条例等の一部改正について	21
第8号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	45
第9号議案	栃木県心身障害者扶養共済条例等の一部改正について	53
第10号議案	栃木県建築基準条例の一部改正について	59
第11号議案	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について	61
第12号議案	栃木県土地利用審査会委員の任命同意について	87
第13号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	89
第14号議案	工事請負契約の締結について（宇都宮東警察署庁舎新築電気設備工事）	91

第15号議案	工事請負契約の締結について（宇都宮東警察署庁舎新築機械設備工事）	93
第16号議案	工事請負契約の締結について（栃木県立日光霧降アイスアリーナ外部改修工事）	95
第17号議案	特定事業契約の変更について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）	97
第18号議案	工事請負契約の変更について（総合スポーツゾーン新スタジアム新築工事）	99
第19号議案	工事請負契約の変更について（総合スポーツゾーン新スタジアム新築給排水衛生設備工事）	101
第20号議案	訴え提起前の和解について	103
第21号議案	平成30年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について	105
第22号議案	平成30年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	107
第23号議案	平成30年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	109
第24号議案	平成30年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について	111
認定第1号	平成30年度栃木県病院事業会計決算の認定について	113
認定第2号	平成30年度栃木県電気事業会計決算の認定について	115
認定第3号	平成30年度栃木県水道事業会計決算の認定について	117
認定第4号	平成30年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について	119
認定第5号	平成30年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について	121
認定第6号	平成30年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について	123
報告第1号	平成30年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について	125

第1号議案

令和元年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度栃木県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,300,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 807,702,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年9月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		90,653,700	232,377	90,886,077
	2 国庫補助金	44,192,787	232,377	44,425,164
13 繰越金		1,016,357	567,433	1,583,790
	1 繰越金	1,016,357	567,433	1,583,790
14 諸収入		72,513,629	14,600	72,528,229
	7 雑収入	1,858,522	14,600	1,873,122
15 県債		108,300,000	1,486,000	109,786,000
	1 県債	108,300,000	1,486,000	109,786,000
歳入合計		805,402,000	2,300,410	807,702,410

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,538,698	5,386	1,544,084
	1 議 会 費	1,538,698	5,386	1,544,084
3 民 生 費		107,037,691	48,531	107,086,222
	1 社 会 福 祉 費	61,443,592	38,675	61,482,267
	3 生 活 保 護 費	3,762,360	9,856	3,772,216
4 衛 生 費		57,123,018	197,951	57,320,969
	1 公 衆 衛 生 費	27,786,731	77,109	27,863,840
	2 環 境 衛 生 費	3,288,767	117,563	3,406,330
	4 医 薬 費	16,309,541	3,279	16,312,820
5 労 働 費		2,471,550	10,440	2,481,990
	2 職 業 訓 練 費	1,817,317	10,440	1,827,757
6 農 林 水 産 業 費		37,086,677	50,390	37,137,067
	1 農 業 費	11,921,138	14,511	11,935,649
	2 畜 産 業 費	4,637,809	2,500	4,640,309

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 農 地 費	10,726,449	33,379	10,759,828
7 商 工 費		55,400,557	242,194	55,642,751
	1 商 工 費	53,823,610	23,954	53,847,564
	2 観 光 費	1,576,947	218,240	1,795,187
8 土 木 費		91,727,937	600,000	92,327,937
	2 道 路 橋 り よ う 費	47,463,668	500,000	47,963,668
	3 河 川 費	17,658,224	100,000	17,758,224
9 警 察 費		44,640,014	14,453	44,654,467
	1 警 察 管 理 費	43,325,665	14,453	43,340,118
10 教 育 費		186,646,464	1,131,065	187,777,529
	4 高 等 学 校 費	35,396,289	802,609	36,198,898
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,734,492	328,456	15,062,948
歳 出	合 計	805,402,000	2,300,410	807,702,410

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	2,050,000
		道路保全事業費(県単)	1,100,000
		快適な道路環境づくり事業費(補助)	453,000
		緊急防災・減災対策事業費(道路保全)	100,000
		総合交通政策事業費(補助)	110,000
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	14,400,000
		快適で安全な道づくり事業費(県単)	1,200,000
	3 河川費	河川砂防保全事業費(県単)	155,000
		緊急防災・減災対策事業費(河川砂防)	655,000
		河川砂防施設づくり事業費(県単)	48,000
		河川受託事業費	105,000
		安全な川づくり事業費(補助)	2,500,000
		市町村川づくり助成費(補助)	80,000

第3表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然公園等施設整備費	277,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	374,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地方道路等整備事業費	8,527,000	同上	同上	同上	8,977,000	同上	同上	同上
河川等整備事業費	2,113,000	同上	同上	同上	2,203,000	同上	同上	同上
学校施設整備費	1,972,000	同上	同上	同上	2,821,000	同上	同上	同上

第2号議案

令和元年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

「平成31年度栃木県流域下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度栃木県流域下水道事業特別会計予算」とし、令和元年度栃木県流域下水道事業特別会計予算における平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

令和元年度栃木県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和元年9月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設事業費	流域下水道建設事業費	839,000